

○製菓衛生師法施行令

(免許証の書換え交付)

第五条 製菓衛生師は、製菓衛生師免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

○製菓衛生師法施行細則

(申請書の様式)

第六条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

二 令第三条第二項又は令第五条第二項に規定する申請書 様式第四